

臨床研究審査料について

(消費税および地方消費税別)

	金額	備考
新規申請 1件あたり	332,000 円	
変更申請 1件あたり	178,000 円	臨床研究法第6条第1項に規定する変更申請(軽微な変更は除く)
定期報告等、緊急審査 1件あたり	93,000 円	疾病等報告、不具合報告並びに不適合事案の報告その他委員会への報告 (委員会の意見を聴くことが必要な報告)

簡便審査並びに継続審査に係る審査料は、当該審査に先立って行われた審査の審査料に含まれるものとする。

経過措置対象研究 審査料について

(消費税および地方消費税別)

	金額	備考
研究開始から症例登録完了の期間にあった臨床研究	178,000 円	平成31年3月31日まで適用
症例登録完了から観察期間終了までの期間にあった臨床研究	133,000 円	
観察期間終了からデータ固定までの期間にあった臨床研究	89,000 円	
データ固定から研究終了の期間にあった臨床研究	44,000 円	

- * 詳細については下記までお問い合わせください
 愛知県がんセンター臨床試験部試験支援室
 電話 (052)762-6111 内線 2705、2710、2711